柳川市児童生徒支援教室
『わかば』

場所：柳川市大和町鷹ノ尾151番地２（雲龍の館内）

TEL：76－1216　FAX：76－1286

◆◆◆◆◆「わかば」とは◆◆◆◆◆

心理的要因等により長期間学校に登校できない状態又は不登校傾向の状態にある児童および生徒に対して、以下の２点を目的として柳川市児童生徒支援教室が設置されています。

◇　在籍校への復帰
◇　子どもの成長に応じた多様な学びの場（個に応じた学習面・心理面の支援および社会性の育成）

◆◆◆◆◆「わかば」で行っていること◆◆◆◆◆

個人の学力に応じた学習支援

スポーツやレクリェーションなどの体験学習

「わかば」で行っていること

集団生活への適応支援

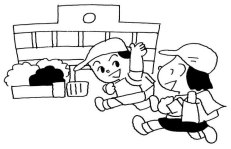

学校復帰のための教育相談

「わかば」では・・・

◇　学校へ行けなくても、「わかば」で安心して学習や活動ができる環境づくりや雰囲気づくりに取り組んでいきます。

◇　「わかば」への出席により、生活リズムを安定させます。ここでの一日の時程は右の通りです。なお、学習内容や学習時間等は一人ひとりに応じて柔軟的に対応するようにしています。ニーズに応じて個別又は少人数での授業も行います。

◇　「わかば」に登室できた日は、学校への「出席」と同じ扱いをします。

◇　基礎的・基本的な学習内容を各自のペースで進めていきます。学習内容は一人ひとりに応じて柔軟にします。ゆっくり、じっくり、自分のペースで取り組みます。そして、学校へ復帰した時の学習面での不安を軽くします。

◇　教科（学習内容）を自分で計画し、指導員の支援のもとにやり遂げることを通して達成感を味わい、自己決定力、自主性、自立の心を養います。学校で配布されているタブレットを用いて、自己調整しながら学習することもできます。

◇　軽スポーツ、野外活動、芸術活動など、様々なふれあい体験活動を通して、心身のバランスを整えます。同時に、小集団での遊びや活動を通して、自分を表現する力を身につけていきます。

◇　教育相談により、本人、保護者の心理的安定を図ります。

◇　保護者、在籍校と密に連携を図り、学校復帰の支援を行っていきます。

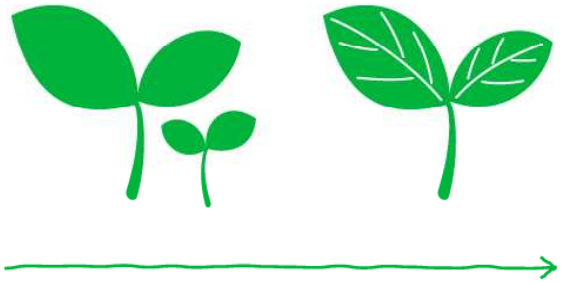

１日の時程

柳川市児童生徒支援教室「わかば」

時　　刻	活　動　内　容				
	月	火	水	木	金
９：２０	登　　室				
９：３０	各自の学習計画を確かめ、学習の準備をする				
１０：２０	自分の計画で学習を行う　１				
１０：３０	休　　憩				
１１：２０	自分の計画で学習を行う　２ ※ニーズに応じて少人数や個別の授業を実施				
１１：３０	休　　憩				
１２：００	ふれあい体験活動 （ふれあい活動・体験活動・学習活動・自己決定活動）				
１３：００	昼　食　・　昼　休　み				
１３：５０	自分の計画で学習を行う　３				
１４：００	休　　憩				
１４：５０	自分の計画で学習を行う　４				
１５：１０	振り返り（一日の振り返りをノートに書く）				
	帰　　宅				

◇　時程については、中学校の授業時間を基準に設定しているが、小学生や個々の実態に応じて柔軟的に対応する。

◇　ふれあい体験活動は入室児童・生徒の実態を配慮するとともに参加、不参加については、個々の意見を尊重する。

わかばでは柔軟な登室に対応

入　室　相　談

Aさんの場合	Bさんの場合	Cさんの場合
わかばに登室	学校に登校 わかばに登室 （パターン１）	学校に登校 わかばに登室 （パターン２）
［例］ 登室してすぐに下室 登室できる時間に登室 １時間のみ登室 午前のみ登室 午後のみ登室 終日登室 （４時間、昼食持参）	［例］ 学校に登校できない日に登室 ※　登室の時間については、「わかば登室」を参照	［例］ 午前登室、午後学校へ 午前学校、午後登室に ※　登室の時間については、「わかば登室」を参照

子どもたちにとって精神的苦痛や無理のないような柔軟な対応で取り組んでいきます。
子どもたちの悩みや不安を取り除いたり、軽減したりできるようにしていきます。

入室までの流れ

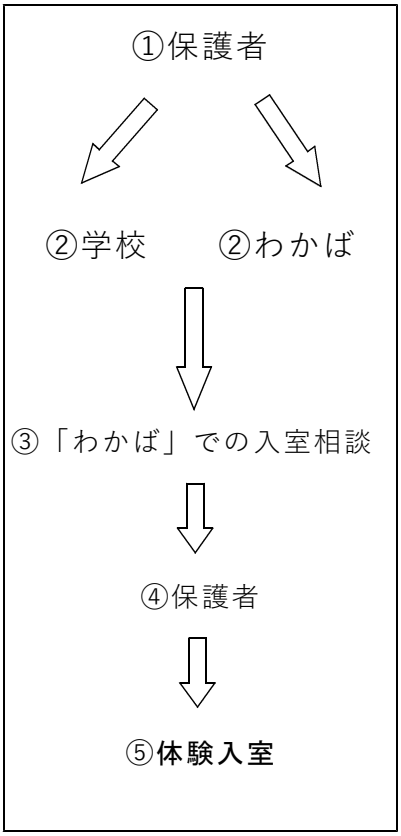

① 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の保護者は学校または柳川市児童生徒支援教室「**わかば**」に相談する。

② 保護者より相談を受けた学校は、児童生徒の学校の出席状況等を確認し、入室希望を確認する。そして、入室希望があった場合は、校長が、児童生徒支援教室「わかば」にその旨の連絡を行う。その際、入室相談の希望日を伝え日程を調整する。

② 保護者より相談を受けた「わかば」は、学校に連絡して児童生徒の学校の出席状況等を確認し室長が入室希望を確認する。そして、入室希望があった場合は、入室相談の希望日を伝え日程を調整する。

③ 保護者（児童生徒同伴）と「わかば」との日程調整ができ次第、児童生徒支援教室で入室相談を行う。

④ 入室相談後、保護者は、体験入室の希望の有無を学校または、「わかば」に連絡し、体験入室を希望する場合は開始日を学校または「わかば」に伝える。

⑤ 学校からの連絡（「わかば」から学校へ連絡）を受け、「わかば」での体験入室を開始する。

〈保護者より<u>正式入室の希望</u>があった場合〉

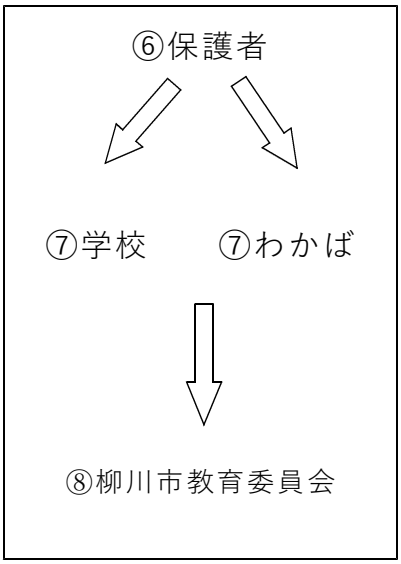

⑥ 保護者が正式入室を希望する場合は、学校または「わかばへ」その旨を伝える。

※ 入室相談時に正式入室について児童生徒支援教室の指導員が説明するので、学校からは、正式入室の有無については話さない。（保護者から要望があった場合のみ正式入室の対応を行う）

⑦ 「児童生徒支援教室正式入室申請書」を作成し、柳川市教育委員会へ提出する。

⑧ 学校から提出された「児童生徒支援教室正式入室申請書」を承認した場合は、学校および「わかば」へ「入室決定通知書」を送付する。（学校は保護者へ伝える）

※ 正式入室後の退室については、学校または「わかば」へ（退室願）→柳川市教育委員会（承認）→学校（保護者）・児童生徒支援教室

年度末で体験入室および正式入室の児童生徒は退室となり、次年度の継続を希望する場合は、次年度当初に再度、入室相談後、入室となる。